

航空自衛隊仕様書		
仕様書の 種類	内容による分類	装備品等仕様書
	性質による分類	個別仕様書
物品番号		仕様書番号
品名 又は 件名	----- 航空機用部品（カタログ製品）	C&LPS-A16105-2
		大臣承認 平成 年 月 日
		作成 平成20年11月17日
		改正 令和 元年 5月21日 令和 5年 3月30日

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊で使用する航空機用部品のうち、市販のカタログ製品（以下“製品”という。）の調達について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、C&LPS-Y00007によるほか、次による。

1.2.1

カタログ製品

製造会社等の商品目録又は営業案内に記載されている物品であって、当該製造会社名等と品名、形式等を指定することにより、製品の品質、形状、性能その他必要事項が確定できる製品をいう。

1.2.2 官給品等

契約の相手方が当該契約の履行のために防衛省から支給され、又は貸与される材料、部品、機器、治工具、測定具等（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。）をいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

C&LPS-A00004 航空機用部品包装共通仕様書

C&LPS-Y00007 調達品等一般共通仕様書

品 名	航空機用部品（カタログ製品）
-----	----------------

b) 法令等

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）（防装庁（事）第3号 31.1.9）

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）（装プ武第188号 31.1.9）

2 製品に関する要求

製品に関する要求は、調達品目表に指示するほか、次による。

なお、調達する品目及び数量は、調達品目表による。

2.1 一般事項

この仕様書で調達される製品は、製造会社の規定する仕様及び社内規定により、航空機用部品として十分な機能・性能を有し、その品質が保証されたものでなければならない。

2.2 構造・形状・寸法・質量

製造会社の規定する仕様及び社内規定による。

2.3 機能・性能

機能・性能は、次による。

a) 製造会社の規定する仕様及び社内規定による。

b) 製品は、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下“障害等リスク”という。）が潜在すると契約の相手方が知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下“ソースコード等”という。）の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われていないものでなければならない。

なお、製品に対する適用については、調達品目表に示すものとする。

2.4 塗装

製造会社の規定する仕様及び社内規定による。

2.5 製品の表示

製品の表示は、**C&LPS-Y00007**による。ただし、必要としない場合は、調達品目表による。

2.6 品質管理

品質管理は、次による。

a) 製品は、障害等リスクが潜在すると契約の相手方が知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われない相応の管理その他の契約の相手方（下請負者、再委託先等を含む。）による適正な品質管理の下で製作されたものであって、その品質を保証されたものでなければならない。

なお、製品に対する適用については、調達品目表に示すものとする。

品 名	航空機用部品（カタログ製品）
-----	----------------

- b) 製品の売買の実施にあたり、契約の相手方（下請負者、再委託先等を含む。）は、官給品等について前号の品質管理と同等の管理を行うものとし、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更を行わないものとする。

なお、製品に対する適用については、調達品目表に示すものとする。

3 監督・検査

契約担当官等の定める監督及び検査実施要領により実施する。

4 出荷条件

4.1 包装

包装は、商慣習による。

4.2 包装の表示

包装の表示は、**C&LPS-A00004**による。

5 その他の指示

5.1 提出書類

提出書類は、次による。ただし、必要としない場合は、調達品目表による。

- a) **類別原資料** 類別原資料は、**C&LPS-Y00007**による。
b) **取扱説明書** 取扱説明書は、**C&LPS-Y00007**による。

5.2 情報保全

製品のサプライチェーンにおいて、不正プログラムの埋込み、情報の窃取、不正機能の組込み等が行われるリスクへの対策については、**情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）**又は**情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）**による。

なお、製品に対する適用については、調達品目表に示すものとする。